独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者に係る入札・契約手続の特例に関する要綱を次のように定める。

平成24年9月19日

高知市長 岡 﨑 誠 也

独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者に係る入札・契約手続の特例に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知市建設工事等一般競争(指名競争)入札参加資格者名簿又は物件等指名競争参加資格者名簿に登録されている者(以下「事業者」という。)が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)の規定に基づく排除措置命令(独占禁止法第7条の規定に基づく行政処分をいう。以下同じ。)及び課徴金納付命令(独占禁止法第7条の2の規定に基づく行政処分をいう。以下同じ。)に係る事前通知(独占禁止法第49条第5項及び独占禁止法第50条第6項において準用する独占禁止法第49条第5項の規定による通知をいう。以下同じ。)を受けたことが判明した場合の入札・契約手続の運用における特例措置に関して必要な事項を定め、もって、本市の入札・契約事務の執行に対する公正性と市民の信頼確保に資することを目的とする。

(事前通知の有無の確認)

- 第2条 市長は、開札の結果、落札者となり得る事業者(以下「落札予定者」という。)に対し、 別に定める方法により事前通知の有無を確認するものとする。落札予定者が共同企業体である 場合は、当該共同企業体の全構成員について事前通知の有無を確認するものとする。
- 2 前項の確認の際,落札予定者が事前通知の有無に関する回答をしないときは、当該落札予定 者は入札を辞退したものとみなす。当該回答をしない者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても同様とする。

(指名停止措置等)

- 第3条 市長は、事前通知を受けた事業者(以下「事前通知対象者」という。)が公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたときは、高知市競争入札指名停止措置要綱(平成6年7月1日制定)の規定に基づく指名停止措置(以下「指名停止措置」という。)又は指名回避(以下「指名停止措置等」という。)を行うものとする。
- 2 前条の規定により事前通知の有無を確認した際に事前通知を受けたという回答以外の回答を した事業者が、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたときは、高知市 競争入札指名停止措置要綱の規定に基づき、期間を加算して指名停止措置を行うものとする。
- 3 前項の場合において、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後当該事業者と締結 した契約がある場合には、当該契約を解除するものとする。当該事業者が代表構成員又はその 他の構成員となっている共同企業体と締結した契約についても同様とする。

(事前通知対象者との契約手続の保留)

第4条 第2条第1項の確認の結果,落札予定者が事前通知対象者であることが確認された場合は,その時点で入札手続を保留し,当該入札に参加した者にその旨を通知するものとする。事

前通知対象者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても同様とする。

- 2 前項の場合において、当該事前通知対象者が、前条第1項の規定による指名停止措置等の対象となる者又は指名停止措置等を受けた者であるときは、当該事前通知対象者を失格とする。 当該事前通知対象者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても同様とする。
- 3 第1項の場合において、当該事前通知対象者が公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けないこと、又は独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限を行い、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったものとされないことが確定したときは、当該事前通知対象者を落札者とし、入札・契約手続を再開するものとする。当該事前通知対象者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても同様とする。
- 4 第1項の規定による保留期間中においては、当該事前通知対象者は、入札の辞退を書面により申し出ることができるものとする。この場合、当該辞退を理由とする指名停止措置は行わないものとする。当該事前通知対象者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても同様とする。
- 5 第1項の規定による保留期間中において、当該事前通知対象者が第2項の規定により失格となり、又は前項の規定により入札を辞退したことにより、その他の入札参加者が落札予定者となった場合、当該入札参加者は、技術者の配置不能等を理由として、入札の辞退を書面により申し出ることができるものとする。この場合、当該辞退を理由とする指名停止措置は行わないものとする。当該事前通知対象者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても同様とする。

(事前通知対象者による辞退の申出)

第5条 事前通知対象者は、当該事前通知に係る公正取引委員会からの排除措置命令、課徴金納付命令等の処分が確定するまでの間、高知市の発注する契約案件に係る競争入札及び見積合わせへの参加を辞退する旨を書面により申し出ることができる。

(事前通知対象者に係る指名停止措置期間の特例)

- 第6条 事前通知対象者が第3条第1項の規定による指名停止措置の対象者となった場合は、第4条第1項の規定による保留期間又は前条の規定による辞退の申出のあった日から指名停止措置を受ける日の前日までの間のいずれか長い方の期間を指名停止期間に算入するものとする。 (入札手続の中止)
- 第7条 第4条の規定による入札手続の保留を行うことにより、当該契約に係る事業の執行に著 しい支障が生じると認められる場合は、開札の前に、当該契約に係る入札手続を中止できるも のとする。

(準用)

第8条 第2条及び第4条の規定は、随意契約に係る見積合わせの手続について準用するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日等)

第1条 この要綱は、平成24年9月21日から施行し、施行日以後に開札を行う入札又は見積合わせを行う随意契約から適用する。

(仮契約に係る経過措置)

- 第2条 施行日の前日までに既に開札を行っている入札において、この要綱の施行の際現に仮契 約の締結が行われている契約案件がある場合は、当該仮契約の相手方に、事前通知の有無を確 認するものとし、事前通知対象者であることが確認された場合又は回答がなかったときは、そ の時点で契約手続を保留する。仮契約の相手方が共同企業体である場合は、当該共同企業体の 全構成員について事前通知の有無を確認するものとし、代表構成員又はその他の構成員のいず れかが、事前通知対象者であることが確認された場合又は回答をしなかったときも同様とする。
- 2 前項の場合において、当該事前通知対象者又は回答をしなかった事業者(以下「事前通知対象者等」という。)が第3条第1項の指名停止措置等を受けたときは、当該仮契約を取り消すものとする。当該事前通知対象者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体に係る仮契約についても同様とする。
- 3 第1項の場合において、当該事前通知対象者等が公正取引委員会から排除措置命令又は課徴 金納付命令を受けないこと、又は独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限を行い、 独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったものとされないことが確定したときは、当該 事前通知対象者等を契約の相手方として当該契約手続を再開するものとする。当該事前通知対 象者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても同様とする。
- 4 第1項の規定による保留期間中においては、当該事前通知対象者は、契約手続の辞退を申し出ることができるものとする。この場合、当該辞退を理由とする指名停止措置は行わないものとする。当該事前通知対象者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても同様とする。

(落札決定に係る経過措置)

- 第3条 施行日の前日までに既に開札を行っている入札において、この要綱の施行の際現に落札 決定されている契約案件がある場合は、当該落札者に、事前通知の有無を確認するものとし、 事前通知対象者であることが確認された場合又は回答がなかったときは、その時点で契約手続 を保留する。当該落札者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の全構成員について事前 通知の有無を確認するものとし、代表構成員又はその他の構成員のいずれかが、事前通知対象 者であることが確認された場合又は回答をしなかったときも同様とする。
- 2 前項の場合において、当該事前通知対象者等が第3条第1項の指名停止措置等を受けたときは、当該落札決定を取り消すものとする。当該事前通知対象者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体に係る落札決定についても同様とする。
- 3 第1項の場合において、当該事前通知対象者等が公正取引委員会から排除措置命令又は課徴 金納付命令を受けないこと、又は独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限を行い、 独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったものとされないことが確定したときは、当該 事前通知対象者等を落札者として当該契約手続を再開するものとする。当該事前通知対象者等 が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても同様とする。
- 4 第1項の規定による保留期間中においては、当該事前通知対象者は、契約の辞退を申し出ることができるものとする。この場合、当該辞退を理由とする指名停止措置は行わないものとす

る。当該事前通知対象者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても 同様とする。

(落札候補者に係る経過措置)

- 第4条 施行日の前日までに既に開札を行っている入札において、この要綱の施行の際現に落札 候補者が決定されている契約案件がある場合は、当該落札者候補者に、事前通知の有無を確認 するものとし、事前通知対象者であることが確認された場合又は回答がなかったときは、その 時点で契約手続を保留する。当該落札候補者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の全 構成員について事前通知の有無を確認するものとし、代表構成員又はその他の構成員のいずれ かが、事前通知対象者であることが確認された場合又は回答をしなかったときも同様とする。
- 2 前項の場合において、当該事前通知対象者等が第3条第1項の指名停止措置等を受けたときは、当該事前通知対象者等を失格とする。当該事前通知対象者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても同様とする。
- 3 第1項の場合において、当該事前通知対象者等が公正取引委員会から排除措置命令又は課徴 金納付命令を受けないこと、又は独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限を行い、 独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったものとされないことが確定したときは、当該 事前通知対象者等を落札候補者として当該契約手続を再開するものとする。当該事前通知対象 者等が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても同様とする。
- 4 第1項の規定による保留期間中においては、当該事前通知対象者は、契約手続の辞退を申し出ることができるものとする。この場合、当該辞退を理由とする指名停止措置は行わないものとする。当該事前通知対象者が代表構成員又はその他の構成員となっている共同企業体についても同様とする。